

大野城市公園利活用基本計画（案）に関する
地区別説明会意見募集の結果

令和6年9月17日
都市整備部 公園街路課

○ 地区別説明会の開催日および出席者数

地 区	日 付	出席者
北コミュニティ	7月26日（金）	6
東コミュニティ	7月30日（火）	23
南コミュニティ	8月1日（木）	16
中央コミュニティ	8月5日（月）	3

- 1 結果の公表期間 ※パブリック・コメントに準じます
- 2 結果の公表方法 ※パブリック・コメントに準じます
- 3 その他必要な事項 ※パブリック・コメントに準じます

4 意見募集の結果

提出された意見： 1人から6件（うち計画の修正 あり：3件 なし：3件）
（内訳）

分 類	件 数	修正あり	修正なし
内容への意見	5	3	2
字・句の修正	0	0	0
その他（質問）	0	0	0
その他（要望）	1	0	1
合 計	6	3	3

【提出された意見の概要】

別紙のとおり

【意見に対する考え方】

別紙のとおり

大野城市公園利活用基本計画（案）に関する
地区別説明会意見募集の結果

【提出された意見の概要】

項目(種類)	意見概要	意見に対する市の考え方	修正の有無
1 意見	説明会のスライド 14 枚目の「公園の課題」がとてもわかりやすかったです。この図をもう少し充実、精査して、計画に記載すべきだと思います。説明会で話された内容などを加えて、例えば、 ・高齢者の利用が多い公園では ・地域住民の理解を得ることが必要 ・禁止事項が多く利用者の自由度を損なっている（→だから利用者が少ない） ・遊具が老朽化して危険である・・・ など	説明会で使用したスライドの 14 枚目「公園の課題」は、本計画の第 3 章 P29 から P31 にまとめた 3 つの課題（公園立地、公園使用、公園管理）になります。 説明会のスライドでは、計画より分かりやすくするために、身近な課題を例に挙げて説明しましたが、地域住民の意見を誘導（ミスリード）するものではないことから、本偏には掲載しておりません。 しかし、市民の皆さまに計画本偏を全て読んで理解していただくのは難しいことや、地区別説明会に参加されなかった方もおられることから、説明会で使用したスライドは、パブリックコメントの公表にあわせて、本市ホームページなどで公表いたします。	無
2 意見	第 4 章の基本方針・施策の展開のところで再度現状分析や課題の記載がなされています。 この点が、（案）を読んだ時に何度	本計画は、第 3 章で現状分析と課題、第 4 章で課題を解決するための基本方針と施策を記載しています。	無

	も同じことが書かれていて分かりにくかった理由だと説明を聞いていて気づきました。スライドによる説明の方が施策としてわかりやすかったです。 現状や課題はばっさり削り、第3章に移して整理し、第4章は施策の記載だけにしてください。	第4章において施策ごとに改めて課題を併記することで、施策の内容と解決する課題を合わせて確認できることから、この様な構成としています。 しかし、市民の皆さまに計画本偏を全て読んで理解していただくのは難しいことや、地区別説明会に参加されなかった方もおられることから、説明会で使用したスライドは、パブリックコメントの公表にあわせて、本市ホームページなどで公表いたします。	
3 意見	計画のP46からP47の公園利活用に向けた合意形成における、(説明会の)スライドは「利活用チームの発足」となっており、「発案者」という言葉が無くわかりやすかったです。チームだと複数人、発案者だと単独だと思ってしまう。 「利活用チーム」もしくは「利活用発案チーム」で統一するか、利活用チームを発案者としめすと記載するなどしてください。	ご意見を参考に、P46 および概要版 P2 に示しているフローのSTEP1 の記載内容を修正します。	有
4 意見	P46 「地元区から発案される利活用を優先して」は「地元区の住民から発案される利活用案を優先して」などにした方が利活用チームと地元区が区別され、わかりやすいと思います。(そもそも地元区とは何な	ご意見のとおり、P46 の文章を「地元区の住民」に修正します。	有

	のか。区の役員が地区住民の意見を代表していない場合もあると考えます。)		
5 意見	計画を策定される方にとっては自明のことだと思いますが、当該計画が「都市公園法」に沿った、「都市公園法」の枠内の計画であることをどこかに書いてほしいです。	「都市公園法」第5条の7に、「公募を行った場合における公募対象公園施設の設置又は管理の許可等」が定められており、P40の指定管理者の導入は同法の規定によるものです。 また、「都市公園法」第5条の3に、「公園管理者以外の者の公園施設の設置等」が定められており、P41の設置管理許可制度も同法の規定によるものです。 このことから、P33に記載された取り組みの中で、「都市公園法」の制度を活用しているものについては、それぞれの説明書きに「都市公園法の規定に基づき」の文章を追加します。	有
6 その他 (要望)	説明会で「特色」という言葉は印象的だったので、指定管理者制度のところだけではなく、大事にしてほしいと思いました。	本計画では、地区別の「特色」を踏まえて、多様化する市民のニーズに応えた公園づくりを目指しています。 しかし、「特色」という言葉の語源は、「特別な色、特殊な色、特別に調合した色」からきており、意味としては「他と異なっているところや、他よりも優れて目立つ点」という意味があります。	無

		本計画には「特色ある公園」という記述が多く出てきます。 これは、「良い意味で目立つ点」という意味の「特長」がより正確な表現になりますが「他の公園と異なって目立つ公園」という意味で使用しており、この計画が目指すべき理想を表現して、「特色」を採用しています。	
--	--	---	--